

令和6年度 各会計決算見込額一覧表

(単位：千円)

会計名		歳入 A	歳出 B	差引		繰り越すべき財源 D	実質収支額		前年度実質収支額 F
				A-B	C		C-D	E	
一	一般会計	77,109,333	75,379,442	1,729,891		307,825	1,422,066	935,975	
特別 会計	国民健康保険事業	14,145,642	13,890,663	254,979		0	254,979	304,236	
	後期高齢者医療事業	2,751,040	2,675,259	75,781		0	75,781	79,404	
	介護保険事業	18,259,375	17,530,012	729,363		0	729,363	0	
	公共用地先行取得事業	0	0	0		0	0	0	
	小計	35,156,057	34,095,934	1,060,123		0	1,060,123	383,640	
合計		112,265,390	109,475,376	2,790,014		307,825	2,482,189	1,319,615	

### 令和6年度 下水道事業会計決算見込額一覧表

#### 1 収益的収入及び支出 (税込)

収入	4,458,829,714円
支出	3,730,841,428円

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、486,639,409円となった。

#### 2 資本的収入及び支出 (税込)

収入	2,617,897,709円
支出	4,050,732,346円

資本的収入額（翌年度繰越工事の財源額57,000,000円除く。）が資本的支出額に不足する額1,489,834,637円は、以下の財源にて補てんした。

①当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	241,348,877円
②繰越工事資金	40,313,000円
③過年度分損益勘定留保資金	802,172,760円
④減債積立金	406,000,000円

## 令和6年度 水道事業会計決算見込額一覧表

1 収益的収入及び支出		(税込)
収入	2,687,573,027円	
支出	2,415,920,860円	

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、191,874,453円となった。

2 資本的収入及び支出		(税込)
収入	828,985,947円	
支出	1,671,782,436円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額842,796,489円は、以下の財源にて補てんした。

①過年度分損益勘定留保資金	190,349,268円
②当年度分損益勘定留保資金	574,870,072円
③当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	77,577,149円

## 守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

### 1 改正趣旨

新庭窪コミュニティセンター整備に伴い、センターの位置を変更するとともに、施設の区分及び利用料を定めるため、守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

庭窪コミュニティセンターの位置を改めるとともに、同センターの区分及び利用料を改める。

別表第1

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
守口市庭窪コミュニティセンター	守口市佐太中町1丁目6番45号	守口市庭窪コミュニティセンター	守口市佐太中町1丁目6番40号

別表第2

改正前			改正後		
区分		利用料 30分につき	区分		利用料 30分につき
庭窪コミュニティセンター	和室1	30円	庭窪コミュニティセンター	会議室1	70円
	和室2	110円		会議室2	40円
	会議室	90円		ホール1	100円
	料理実習室	100円		ホール2	110円
	ホール	230円		料理実習室	100円
	体育室(片面)	210円		和室	100円
	体育室(全面)	420円		体育室(片面)	200円
			体育室(全面)	400円	

### 3 施行期日

規則で定める日から施行する。

## 守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

### 1 概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。当該事業は市長村長の認可事業であり、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して、条例で基準を定めなければならないとされている。

このことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定する。

### 2 主な制定内容

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のとおり定める。

- (1) (2)(3)に定めるものを除き、国基準を引用する。
- (2) 一般型乳児等通園支援事業所の保育室等を 3 階までに設けることとし、建物に係る基準を定める。
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、大阪府又は守口市が施設種別ごとに定める基準条例を引用するよう定める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

令和7年9月1日  
環境下水道部

## 令和6年度守口市下水道事業剰余金の処分について

### 1 趣旨及び内容

令和6年度守口市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもので、令和6年度下水道事業会計決算と併せて議会に提出するもの。

処分内容は、未処分利益剰余金 64億8,960万8,536円のうち、4億300万円を減債積立金に積み立てるもの。

減債積立金に積み立てた後、令和7年度において下水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補填するための財源に充てる予定である。

### 令和6年度 守口市下水道事業剰余金処分計算書

(該当箇所抜粋)

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,489,608,536
議会の議決による処分類	△ 403,000,000
減債積立金の積立	△ 403,000,000
条例による処分類	0
処分後残高	(繰越利益剰余金) 6,086,608,536

1 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

歳出	事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
							国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
西部コミュニティセンター整備事業	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	委託料		▲ 17,182			▲ 15,400	▲ 1,782	0	・地区コミュニティセンター整備事業費債 ・公共施設等整備基金
	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	工事請負費		▲ 246,510			▲ 221,800	▲ 24,710	0	・地区コミュニティセンター整備事業費債 ・公共施設等整備基金
水道会計繰出事業	衛生費	上水道費	上水道費	投資及び出資金		55,879			55,800		79	・上水道事業出資債
金下貸店舗跡地整備事業	産業費	商工費	商工振興費	委託料		1,700					1,700	
	産業費	商工費	商工振興費	工事請負費		18,000					18,000	
旧環境衛生事務所解体事業	消防費	消防費	非常備消防費	委託料		▲ 4,301			▲ 4,300	▲ 1	0	・消防施設整備事業費債 ・公共施設等整備基金
	消防費	消防費	非常備消防費	工事請負費		▲ 30,360			▲ 30,400	40	0	・消防施設整備事業費債 ・公共施設等整備基金
防災対策事業	消防費	消防費	災害対策費	委託料		4,176			3,500		676	・緊急防災・減災事業債
八雲中学校区義務教育学校建設工事	教育費	小学校費	学校建設費	委託料		▲ 29,480	0		▲ 22,100	▲ 7,380	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校施設整備費補助金(国補) ・学校教育施設整備基金 ・防災・安全社会資本整備交付金(国補) ・学校建設費負担金(国負) ・放課後児童クラブ整備費(府補) ・児童福祉費補助金(国補)
	教育費	小学校費	学校建設費	工事請負費		▲ 27,321	91,423	▲ 7,330	▲ 71,100	▲ 40,314	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校施設整備費補助金(国補) ・学校教育施設整備基金 ・防災・安全社会資本整備交付金(国補) ・学校建設費負担金(国負) ・放課後児童クラブ整備費(府補) ・児童福祉費補助金(国補)
	教育費	中学校費	学校建設費	委託料		▲ 14,737			▲ 11,000	▲ 3,737	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校施設整備費補助金(国補) ・学校教育施設整備基金 ・防災・安全社会資本整備交付金(国補) ・学校建設費負担金(国負)
	教育費	中学校費	学校建設費	工事請負費		2,338	47,688		▲ 26,800	▲ 18,550	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校施設整備費補助金(国補) ・学校教育施設整備基金 ・防災・安全社会資本整備交付金(国補) ・学校建設費負担金(国負)
合計						▲ 287,798	139,111	▲ 7,330	▲ 343,600	▲ 96,434	20,455	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金20,455千円で財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	80,683,224千円
補正額	▲ 287,798千円
補正後の額	80,395,426千円

**【積算中の事業】**

- ・市民保健センター空調整備事業
- ※積算等が完了次第、補正予算措置を予定

2 継続費の補正  
(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
八雲中学校区義務教育学校建設工事 (小学校費)	5,811,299	令和7年度	1,311,614	5,945,800	令和7年度	1,284,293
		令和8年度	4,499,685		令和8年度	3,133,437
					令和9年度	1,528,070
八雲中学校区義務教育学校建設工事 (中学校費)	2,970,111	令和7年度	639,830	2,973,000	令和7年度	642,168
		令和8年度	2,330,281		令和8年度	1,566,771
					令和9年度	764,061

3 債務負担行為の補正  
(追加)

(単位:千円)

事業名	期限	限度額
西部コミュニティセンター改修工事監理業務委託事業	令和8年度	14,542
西部コミュニティセンター石綿除去工事監視業務委託事業	令和8年度	2,640
西部コミュニティセンター改修工事	令和8年度	246,510
金下貸店舗跡地整備工事監理業務委託事業	令和8年度	800
金下貸店舗跡地整備工事	令和8年度	12,000
旧環境衛生事務所解体工事監理業務委託事業	令和8年度	1,441
旧環境衛生事務所石綿除去工事監視業務委託事業	令和8年度	2,860
旧環境衛生事務所解体工事	令和8年度	30,360

(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
八雲中学校区義務教育学校建設工事監理業務委託事業	令和8年度まで	126,770	令和9年度まで	200,467

4 地方債の補正  
(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
地区コミュニティセンター整備事業費	790,900	→	553,700 (▲237,200)
上水道事業出資債	6,000	→	61,800 (+55,800)
消防施設整備事業費債	59,600	→	24,900 (▲34,700)
防災設備整備事業費債	8,900	→	12,400 (+3,500)
義務教育施設整備事業費債	5,149,800	→	5,018,800 (▲131,000)

## 令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について

### 1. 補正理由

令和6年度社会保険診療報酬支払基金交付金（介護給付費交付金・地域支援事業支援交付金）確定に伴う超過分の返納のため、下記のとおり、令和7年9月市議会定例会に令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を提出しようとするもの

### 2. 予算内容

#### 歳入

（款）繰入金（項）基金繰入金（目）介護給付費準備基金繰入金

（節）介護給付費準備基金繰入金

補正額：2,713千円

#### 歳出

事業名：国費等過年度過誤納金償還事業

（款）諸支出金（項）償還金及び還付加算金（目）償還金

（節）償還金、利子及び割引料

補正額：2,713千円

#### （参考）

補正前歳入歳出総額：18,093,541千円

今回補正額：2,713千円

補正後歳入歳出総額：18,096,254千円

## 令和7年度守口市水道事業会計補正予算(第2号)

### 1 資本的収入の補正

(単位：千円)

款	項	目	節	補正額	備考
資本的収入	企業債	企業債	企業債	▲55,800	配水管整備事業費に充当する企業債
	他会計出資金	他会計出資金	他会計出資金	55,879	配水管整備事業費に対する一般会計からの出資金

(参考) 補正後の資本的収入予算の総額 (単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
983,829	79	983,908

### 2 企業債の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
配水管整備事業	750,000	▲55,800	694,200

令和 7 年 9 月 1 日  
企 画 財 政 部

各 所 属 長 様

財 政 課 長

市条例において基準となる法令を  
引用した場合の議会への周知について（通知）

市条例制定及び改正において、法制文書課発出の「市条例等における法令等の引用に係る取扱いマニュアル」に基づき、基準となる法令（以下「基準法令」といいます。）を市条例において引用した場合には、基準法令の改正内容が施行されれば、即座に市条例の基準となります。

基準法令を引用することとした市条例については、基準法令の改正がなされても、条例改正の議案とならないため、議会への説明がなされない事象が起こることが想定されることから、理事者として説明責任を果たすため、下記のとおり整理しましたので、適切に対応していただくようお願いします。

記

基準法令の改正があった場合には、適宜議会に対し議員提供資料の手法を用いて、議会へ説明を行うこと。

# 市条例等における法令等の引用に係る取扱いマニュアル

## はじめに

このマニュアルは、事務効率の向上の観点から、条例等において、法令等を引用する場合の取扱いを定めたものです。

このマニュアルの記載に基づき、担当課案を作成した上で、法制文書課に審査依頼を行ってください。

## 目 次

第1 市条例において基準となる法令を引用する場合の取扱い.....	1
1 基本的な考え方 .....	1
2 記載例 .....	1
(1) 基準法令が△△に関する基準であり、その全てを引用する場合.....	1
(2) 基準法令が△△に関する基準であり、その一部を引用する場合.....	1
(3) 基準法令が〇〇法施行令等であり、同施行令等の一部を引用する場合.....	1
(4) 基準法令と異なる基準を設ける場合 .....	1
3 注意点 .....	2
第2 市補助金交付要綱において国要綱等を引用する場合の取扱い .....	3
1 基本的な考え方 .....	3
2 記載例 .....	3
(1) 国要綱等と同じ基準で補助金を交付する場合.....	3
(2) 国要綱等の基準に加えて、市独自の要件を定め、補助金を交付する場合 .....	4
3 注意点 .....	4

## 第1 市条例において基準となる法令を引用する場合の取扱い

### 1 基本的な考え方

- (1) 基準となる法令（以下「基準法令」といいます。）を市条例において引用した場合、基準法令の改正内容が施行されれば、即座に市条例の基準となりますので、基準法令の施行と同時にその基準に即した対応をしなければなりません。

基準法令を引用する場合には、上記の運用になるとして業務に支障がないのか、各所属において十分に精査を行ってください。

- (2) 原則として、市条例に改正の必要が生じた際に、当該改正と併せて基準法令の引用の改正を行うこととします。

### 2 記載例

基準法令を引用する場合の具体的な記載例をいくつか取り上げています。

基準法令の規定内容により市条例の文言が変わりますので、他自治体の類似の規定内容等を調査した上で、この記載例を参考に、改正案を作成してください。

- (1) 基準法令が△△に関する基準<sup>1</sup>であり、その全てを引用する場合

第〇条 〇〇法第〇条第〇項の条例で定める基準は、△△に関する基準（平成△年△△省令第△△号）に定めるところによる。

- (2) 基準法令が△△に関する基準であり、その一部を引用する場合

第〇条 〇〇法第〇条第〇項の条例で定める基準は、△△に関する基準（平成△年△△省令第△△号）（〇〇事業の設備及び運営に関する基準に係るものに限る。）に定めるところによる。

- (3) 基準法令が〇〇法施行令等<sup>2</sup>であり、同施行令等の一部を引用する場合<sup>3</sup>

第〇条 〇〇法第〇条第〇項の条例で定める□□は、〇〇法施行令（平成△年政令第△△号）第△条に定めるところによる。

- (4) 基準法令と異なる基準を設ける場合

第〇条 〇〇法第〇条第〇項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、△△に関する基準（平成△年△△省令第△△号）に定めるところによる。

第△条 事業者は、〇〇しなければならない。

<sup>1</sup> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）のように、省令全体にわたって基準が定められているものを指します。

<sup>2</sup> 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項のように、法施行令等において基準が定められているものを指します。

<sup>3</sup> 条番号を指定しないと引用したい基準を特定することが難しいため、この形式としています。

### 3 注意点

- (1) 法制文書課に審査依頼をする際には、次の書類を添付してください。
  - ア 参考にした他団体の条例（2つ以上）
  - イ 基準法令を引用することにより業務に支障が発生するかどうかについての検討結果
- (2) 条例改正の手続を行わないことにより、基準法令の改正を把握せず、従前どおりの運用を行ってしまう事態が生じることをないよう、各所属において十分に制度を把握してください。
- (3) 条を特定して引用した場合には、引用元で条の繰上げ（繰下げ）が発生すると条例改正が必要になります。基準法令が改正された際には、条ずれが発生していないか確認を行ってください。
- (4) 審査依頼が集中した場合には、適宜調整を行うことがあります。

## 第2 市補助金交付要綱において国要綱等を引用する場合の取扱い

### 1 基本的な考え方

- (1) 国又は大阪府から交付される交付金等に関する国要綱又は府要綱（以下「国要綱等」といいます。）を市補助金交付要綱において引用した場合、国要綱等の改正内容が施行されれば、即座に市補助金交付要綱の要件等となりますので、それに即した対応をしなければなりません。

国要綱等を引用する場合には、上記の運用になるとして業務に支障がないのか、各所属において十分に精査を行ってください。

- (2) 原則として、市補助金交付要綱に改正の必要が生じた際に、当該改正と併せて国要綱等の引用の改正を行うこととします。

### 2 記載例

国要綱等を引用する場合の具体的な記載例をいくつか取り上げています。

国要綱等の規定内容により市補助金交付要綱の文言が変わりますので、他自治体の類似の規定内容等を調査した上で、この記載例を参考に、改正案を作成してください。

- (1) 国要綱等と同じ基準で補助金を交付する場合<sup>4</sup>

#### ア 対象者

第〇条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住する者<sup>5</sup>のうち、△△の交付について（令和□年□月□日〇〇第△△号）の別紙に定める〇〇交付金要綱（以下「国要綱」という。）に定める〇〇事業の対象となる者とする。

#### イ 補助対象事業<sup>6</sup>

第〇条 補助金の交付の対象となる事業は、国要綱に定める〇〇事業の対象となる事業とする。

#### ウ 基準額及び補助対象経費<sup>7</sup>

第〇条 基準額及び補助対象経費は、国要綱別表第〇に定めるところによる。

#### エ 補助金の額<sup>8</sup>

第〇条 補助金の額は、予算の範囲内において、基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

<sup>4</sup>これらは引用する場合の記載例です。特に国要綱等を引用する必要がない項目であれば、具体的に内容を記載してください。

<sup>5</sup>「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき『守口市』の住民基本台帳に登録されている者」や「『守口市内』に所在地を有する法人」などの「守口市」に関する要件については、具体的に記載してください。

<sup>6</sup>国要綱等に記載されている事業が「…の補助を行う事業」というように市町村の補助事業を指している場合の記載例です。市補助金の交付を受ける者の実施する事業が国要綱等に記載している場合には、「補助金の交付の対象となる事業は、国要綱等に定める〇〇事業とする。」と記載することが考えられます。

<sup>7</sup>基準額及び補助対象経費は、国要綱等で同一の表に記載されることが多いことから、まとめて記載していますが、引用箇所が異なる場合には、基準額と補助対象経費を別々の条に記載することも考えられます。

<sup>8</sup>国要綱等から基準額及び補助対象経費を引用していること（上記ウ）を前提として、記載しています。

- (2) 国要綱等の基準に加えて、市独自の要件を定め、補助金を交付する場合

第〇条 補助金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に登録されている者のうち、△△の交付について（令和〇年〇月〇日〇〇第△△号）の別紙に定める〇〇交付金要綱（以下「国要綱」という。）に定める〇〇事業の対象となる者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 〇〇である者
- (2) △△以上である者

### 3 注意点

- (1) 法制文書課に審査依頼をする際には、次の書類を添付してください。
  - ア 参考にした他団体の要綱（2つ以上）
  - イ 国要綱等を引用することにより業務に支障が発生するかどうかについての検討結果
- (2) 要綱改正の的行わないことにより、国要綱等の改正を把握せず、従前どおりの運用を行ってしまう事態が生じることのないよう、各所属において十分に内容を把握してください。
- (3) 国要綱等の記載内容によっては、上記2の記載では正確な引用ができないことがあります。この場合には、国要綱等のどの部分を引用しているのかがわかるような記載にしてください。
- (4) 国要綱等の項等を特定して引用した場合には、引用元で項等の繰上げ（繰下げ）が発生すると要綱改正が必要になります。国要綱等が改正された際には、項等のずれが発生していないか確認を行ってください。
- (5) 審査依頼が集中した場合には、適宜調整を行うことがあります。

令和7年9月1日  
総務部

事務連絡  
令和 年 月 日

職員各位

総務部総務課長

庁舎執務室のセキュリティラインについて（通知）

平成28年10月の庁舎移転にあわせ、庁舎のレイアウト基本方針として執務スペースと市民等の待合エリアをゾーニングすることで、これまでの間、職員と職員以外の者の動線について窓口カウンターを基本として区分してきました。

一方で、庁舎移転後、機構改革に伴うレイアウト変更、会議室やミーティングスペースの配置変更、目的外使用許可団体及び委託業務の増加などがあり、窓口カウンターだけでは、職員と職員以外の者の動線を区分しきれないような事象も生じています。

職員の執務スペースには、市民の個人記録や業務に関する様々な機密事項なども存在しているため、常日頃から、情報の漏えい防止や機密事項の保護には細心の注意を払う必要があります

そのため、今般、庁舎におけるセキュリティラインについての考え方を整理しました。

別紙のとおり庁舎執務室のセキュリティラインについての考え方を示しますので、各課室において適切に対応されるよう通知します。

## 庁舎執務室のセキュリティラインについての考え方

### 1 定義

- (1) 職員 本市職員（市長、副市長、教育長、水道事業管理者を含む）、会計年度任用職員、任期付職員等を含む全ての職員をいう。
- (2) 委託事業者等 窓口業務委託、内部事務、情報システムやOA機器に関する保守契約等、本市が業務委託をしている事業者及び指定管理事業者をいう。

### 2 基本的な考え方

- (1) 庁舎内のセキュリティレベルに応じて6段階の区分を設定し、重要度に応じた取り扱いを行います。

#### レベル1…来庁者ゾーン（閉庁時）休日も利用できるスペース

例) 1階ロビー、コンビニなど

#### レベル2…来庁者ゾーン（開庁時）開庁時は誰でも利用できるスペース

例) 窓口、情報コーナー、共有スペース（カウンターより外）など

#### レベル3…来庁者ゾーン（許可を要する場所）入室を許可された来庁者が利用できるスペース

例) 会議室（入室までに執務室内を經由しないもの）、相談室、ミーティングスペースなど

#### レベル4…職員ゾーン 職員のみ利用できるゾーン

例) 執務室、会議室（入室までに執務室内を經由するもの）、書庫・倉庫、更衣室など

#### レベル5…重要諸室ゾーン 職員にも入室制限等が必要なゾーン

例) 市長執務室、会派控室、委員会室、記者クラブなど

#### レベル6…重要情報ゾーン 特定の職員のみ利用できるゾーン

例) サーバー室、防災行政無線室、機械室など

- (2) 上記（1）に関わらず、委託事業者等については、業務を行ううえで執務室等のスペースを提供することが効率的であると認められる場合には、レベル4以上のゾーンの一部を利用（入室）させることができます。

### 3 例外

上記「2 基本的な考え方」によって動線を区分しますが、各所属長が業務上必要であると認め、かつ情報漏洩に配慮した動線を確保した場合に限り、レベル4以上のゾーンを職員以外が利用（入室）することを認めます。

### 4 その他

各課室においては、上記の取り扱いを徹底していただくようお願いいたします。

守口市庁舎セキュリティライン

2階

- レベル1
- レベル2
- レベル3
- レベル4
- レベル5
- レベル6

